

総務企画委員会記録
<第1号>

令和3年第3回沖縄県議会（臨時会）

令和3年5月26日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和3年5月26日 水曜日
開 会 午後4時12分
散 会 午後6時42分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 2 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 3 乙第2号議案 専決処分の承認について
- 4 乙第3号議案 専決処分の承認について

出席委員

委 員 長	又 吉 清 義 君
副 委 員 長	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	当 山 勝 利 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	西 銘 純 恵 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	國 仲 昌 二 君

委員 山里将雄君
委員 平良昭一君
委員 當間盛夫君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	池田竹州君
企画部企画調整課主幹	和仁屋浩次君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん
青少年・子ども家庭課長	山内昌満君
保健医療部長	大城玲子さん
医療技監兼保健衛生統括監	糸数公君
医療企画統括監	諸見里真君
感染症対策課長	嘉数広樹君
参事兼ワクチン接種等戦略課長	金城清光君
ワクチン接種等戦略課副参事	森近省吾君
商工労働部産業政策課長	谷合誠君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
観光振興課長	又吉信君

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第3号議案までの4件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 よろしくお願いたします。

ただいま議題となりました甲第1号議案につきまして、令和3年度一般会計

補正予算（第7号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

ただいま通知いたしましたものを御覧ください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものであります。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ27億3836万1000円で、補正予算後の改予算額は8679億8697万円となります。

2 ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳入内訳は、国庫支出金が27億599万3000円、繰入金が3236万8000円となっております。

4 ページをお願いいたします。

歳出内訳について、御説明いたします。

上の子ども生活福祉部の社会福祉施設整備費3806万2000円は、障害福祉サービス施設・事業所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合のかかり増し経費の補助に要する経費であります。

下の母子福祉対策費1億4980万円は、独り親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するため、訓練受講期間中における生活費の支給に要する経費及び次の5 ページを御覧ください—上のほうにあります就労に取り組む独り親世帯に対し、償還免除付の住宅支援資金の貸付けに要する経費であります。

その下、保健医療部の感染症対策費6億7463万3000円は、安全・安心の店舗をつくる・まもる・ひろめる県民運動の実施として、飲食店等に対する感染防止対策認証制度に要する経費及び次の6 ページをお願いいたします。その上のほうにございます市町村による高齢者向けワクチン接種を補完するため、広域的なワクチン接種センターの設置に要する経費であります。

中ほどの文化観光スポーツ部の観光指導強化費18億7586万6000円は、観光関連事業者をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的に大きな影響を受けた事業者に対する支援金給付に要する経費であります。

以上が、甲第1号議案令和3年度一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図れるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 それでは幾つか質問させていただきます。

まず4番の沖縄県感染防止対策認証制度事業についてお伺いをいたします。この事業の対象は、飲食店、ホテル、旅館等々であるんですけども、そのほかにも対象となる職種、事業はあるのでしょうか。

○嘉数広樹感染症対策課長 お答えいたします。

今現状のところ、ホテルと飲食店を予定しているところです。

○山里将雄委員 認証制度の対象はそういう職種が、事業所が対象ということなんですけれども、そのうち150席以上の飲食スペースがある施設が補助金の対象となるということによろしいんですか。そういう理解でいいんですね。

○嘉数広樹感染症対策課長 そのとおりです。

○山里将雄委員 こちらの資料の中に、対象の想定数が飲食店で9000、そしてホテル・旅館で3000というふうになっているんですけども、この数字の根拠はどういうことになっていますか。

○嘉数広樹感染症対策課長 まず、飲食店でございますが、1万2160件に時短要請を行っております。そのうち接待を伴う飲食店が3024件あるんですけども、それを除いた約9000件が対象として想定される件数です。それから、ホテル・旅館については、文化観光スポーツ部の調査で約3000件ということで想定がされていますので、その件数を採用しているところでございます。

○山里将雄委員 確認なんですけれども、先ほどの本会議の質疑でもあったんですけれども、その中で補助金の対象となる150席以上の大規模店は56店舗というふうに答弁があったように記憶しているのですが、それでよろしいのですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 補助金の対象となる業者については修学旅行等で活用される大規模飲食スペースがある施設—これが34施設ですね、それから結婚式場の22業者の合わせて56業者を予定しているところでございます。

○山里将雄委員 この事業は一私は十分に把握していなくて—これから始まる事業かと思ったら、4月から実際には開始されているんですね。今回の補正との関連というのはどうなっているんですか。その4月から始めた—後のですね、関連については。

○嘉数広樹感染症対策課長 4月から始めたのは飲食店への見回り事業です。この時点では県職員を動員いたしまして、開始しているところです。

ただ、今後は認証制度という形で審査を行って、認証ステッカーを交付してまいりますので、その部分からは委託業者を活用した事業を考えているところでございます。

○山里将雄委員 これはどうなんですかね。私の感覚としては、事業は一予算が通って初めてその事業が執行できるというふうに理解しているんですけれども、今回初めて補正予算を組むわけなんですよ。実際には4月からその事業は走っていると、この辺はどうなんですか、財政的には問題はない話なんですよ。

○嘉数広樹感染症対策課長 一応ですね、既決の予算でも若干の費用が生ずれば対応できるのと、基本的には予算を使わない形で実行ができるというところでございます。

ちなみに第1段階が4月12日から開始しているんですけれども、県職員等の動員で行っております。このときには認証制度の紹介と国の重要な感染防止策4項目について、巡回をして確認をしたということでございます。

○山里将雄委員 今段階的にとということになってるんですけれども、その第

1段階は4月から始めて、第1段階の取組について、その状況といたしますかね、その実績といたしますか。その辺を少し教えていただけますか。

○嘉数広樹感染症対策課長 お答えいたします。

1回目の巡回指導はですね、4月12日に那覇市の飲食店から開始しております。順次県内全域に展開いたしました。計画では1日巡回指導する店舗が少ない日で300店舗、多い日で1350店舗ほどを予定しております、5月5日までの巡回の訪問店舗数は1万694店舗、実施率は87.9%となっております。

○山里将雄委員 第1段階で今1万6000っておっしゃいましたですかね。それは先ほどの想定している数と若干違うように思うんですけども。

○嘉数広樹感染症対策課長 すみません、訪問した店舗数は1万694店舗でございます。この中には先ほど除外した接待を伴う飲食店等も含まれておりますので、それで若干9000店舗よりも上回った数字となるということでございます。

○山里将雄委員 それではですね、この予算概要の中でCO₂センサーの配付というふうになってます。認証取得先着1200というふうになってるんですけども、まずCO₂センサーを購入するための予算額はどれぐらい、幾らになってますか。

○嘉数広樹感染症対策課長 CO₂センサーを購入するための予算は2000万を予定しているところでございます。

○山里将雄委員 ネット等でちょっとCO₂センサーのことを調べてみたんですけどね、今そのCO₂センサーそのものが品薄な状態になっているということで、なかなか入手が難しいというふうにあったんですね。これ今必要数—1200の必要数、その確保についてはめどが立っているんですか。

○諸見里真医療企画統括監 お答えいたします。

今CO₂センサーにつきましては制度を促進するために、1万2000の対象の1割の1200を無償で提供しようと、先着でやろうということですが、大体今1万円ぐらいのセンサーを想定してますけれども、確かに今なかなか入手が難しいということを店舗側からも聞いておりますので、県としましては可決後速やかに購入をし、提供できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

す。

○山里将雄委員　そこはきちんとここでうたっているわけですから、先着1200ですか、しっかりと確保していただきたいと、滞ることないようにしていただきたいと思います。

それでは次に、5の沖縄県ワクチン接種促進事業について少しお伺いします。基本的なことの確認ですけれども、今回県が設置する接種センターは、これは高齢者が対象—先ほどの本会議の質疑の答弁では、65歳以下でも基礎疾患のある人も対象となるというふうに答弁していたように記憶してるんですけれども、その辺どうですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長　今回予定しているのは65歳以上の高齢者をまず早期に接種を進める。その後、委員おっしゃるように基礎疾患のある方とか、あるいは介護従事者といった方々についても接種ができるように国それから市町村と調整をしていきたいと考えております。

特にワクチンの接種は市町村の役割というところがございまして、いわゆる接種券というものも市町村が発行いたします。その一元的に市町村が発行した接種券を基にして、その方が市町村で受けるのか、県で受けるのかといったところで、県のほうでも一定程度の役割を果たすという形になってございます。

○山里将雄委員　基本的には高齢者をまずやって、そして基礎疾患がある人とか、あるいは介護従事者とかにも広げていくということによろしいんですね。

これ、今の答弁だと、今回中部と南部に設置するんですけれども、それ以外の、例えば北部の住民でも、この接種券が交付されてといいますかね—については、ここで接種ができるということによろしいんですね。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長　おっしゃるとおりです。

それぞれの住民が1人ずつ接種券を持ちますので、これによって受けることが可能となります。

○山里将雄委員　私も対象となっていますので。なかなか取れませんが、聞いてみました。

それではですね、今言ったように北部は今回設置しないということなんですけれども、私も北部の人間なのでどうしてもその辺が気になる場所なんですけれども、先ほどの本会議での質疑の中で、新垣淑豊議員の質疑にお答えでし

たけれども、今回この2か所にした理由については、都心部一いわゆる人口の多いところの7月までの接種が非常に難しいんじゃないかということで、市町村の接種を補完し加速するためにこの2か所を置くんだという答弁でした。北部では、北部地区医師会や市町村の協力が得られているのでみたいな答弁だったんですけれども。ということは、北部一私の地元の名護市を含めて7月までに接種は予定どおり終われると。そういうふうに予想しているということなんでしょうか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 はい、41市町村について、意見交換をさせていただいておりますので、それぞれの計画の進捗といったところもお話をいただいております。その中で、やはり人口の多い中南部の都市部のほうで、なかなか接種が進まない状況が一進まない状況といいますか、7月というところを挙げたときに、厳しいという市町村があるということは聞いております。

○山里将雄委員 ですから、名護、北部では7月までに終われるということですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 おっしゃるとおりです。

○山里将雄委員 ぜひ、しっかり対応していただいでですね、このセンターの一市町村でも当然頑張ってもらえると思うんですけれども、何としても予定どおりできるようにしていただきたいと思います。

それからですね、これセンターの設置期間が6月中旬から8月ですね。これ6月中旬から8月末というふうになっていますね。で、国はこの高齢者の接種は7月中には終わるんだということで全国市町村の尻をたたいているというような状況があるんですけれども、この関係はどうなるんですか。皆さんとしては8月までかかるというふうに。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 確かに高齢者に対するワクチン接種については、菅首相が4月23日の記者会見で7月を念頭にというお話を記者会見で述べているというのがございます。県としては、そうしたお話もありますけれども、まず早急に高齢者にワクチン接種をする必要があると。なおかつ、ワクチン接種は市町村の役割とはいえ、県としても一定程度それを補完する形で今回進めていこうということで、期間としては8月末までを見ております。

ただ、先ほど申し上げたように、では65歳の高齢者だけをやってこの事業が終わるかといえば、引き続き国、市町村とも調整を進めて、それ以外のリスクの高い方々に対しても接種を進めていきたいというふうに考えております。

○山里将雄委員 このセンターは今は65歳以上の高齢者を対象ということですが、今後は65歳以下が始まった場合に、その65歳以下についてもセンターを設置する可能性はあるということなんですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 今国から県に配布されるワクチンは、モデルナという種類のものになりまして、市町村のものとは別の種類になります。これを活用して、高齢者のワクチン接種を進めるということで国から配分を今いただいていると。それを活用して、当面は65歳以上の方を先にやりたいと考えておりますけれども、いずれはそれ以外の方々についても、例えば基礎疾患のある方、あるいは介護施設の従事者といったところにも、この仕組みを活用して接種を引き続き行いたいと考えていて、そのためにはワクチンを提供する国、それからワクチン接種を役割としている市町村との調整が必要だと考えております。

○山里将雄委員 ぜひワクチン接種を、全員への接種が終わるように頑張りたいなと思うんですけど、今このセンターではモデルナのワクチンを打つということだったんですけども、ちょっと気になるんですけど、モデルナというのはまだ実績がほとんどないですよ、国内では。今ファイザー製が打たれたということで、モデルナに対する不安といいますか、そういうことがもしかしたら出てくるのかなと、県民のほうにですね。皆さんとしてはその辺の懸念はどうですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 このワクチンに関する報道は盛んになされておりますので、皆様もお読みしたことはあろうかと思えます。ファイザーは大分早い時期に承認が下りまして、これだけ接種が進んでおりますけれども、モデルナにつきましては、こちらも厚生労働省の認可が先日下りましたので、これから現場に出てくるものと考えています。

○山里将雄委員 分かりました。

それでは、これも本会議で何名かの方が質疑していたんですけども、このセンターで接種する、まあ市町村との連携ですね。この件についていろいろ質

疑があったんですけれども、このセンターで接種した場合に、当然この人はその市町村に対して、この人はこのセンターで接種しましたよと。終わりましたよということは何らかの形で伝えなきゃいけないですよ。そういう連携というのは今どういうふうにお考えなんですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 接種券を一人一人に市町村からお渡しすると申しあげましたけれども、この接種券に履歴が追えるように個別に番号がついておりまして、まずこれは市町村で受けた場合も県がこれから考えている会場で受けた場合も同様の取扱いですけれども、1回目の接種を受けた方は、そこについている番号を1回目の接種を受けたという場所にシールになっておりまして、これを貼り付けます。ファイザーでしたら3週間後に2回目の接種が必要ですので、通常はそのときに3週間後の日を予約の日として入れます。またその3週間後に、この方は市町村であれば市町村の接種会場に行きまして、接種が終わりましたらそのときに2回目の接種のところにその番号を貼り付けます。これでこの方は、どこどこで、どのロット番号のワクチンをいついつ打ったということが確認できるようになります。確かに県と市町村で違うワクチンを使うことになろうかと思えますけれども、その場合にもどのワクチンをいつ打ったという履歴は個人に残りますので、そのことでその後も確認ができるという仕組みになっております。

○山里将雄委員 ありがとうございます。

最後にですね、6番目の観光関連事業者等応援プロジェクトについて1つだけちょっと聞きたいんですけれども。これは対象が国の月次支援金の受給者となっていますよね。その国の月次支援金の対象というのは、中小の法人、あるいは個人事業者とたしかになっていると思います。例えば県内のいわゆる観光関連事業者、まあ観光関連事業者だけではないんでしょうけれども、観光関連事業者の中でこの対象となる、要するに中小の法人ではないといえますか、そういう対象にならないという事業者というのはあるんでしょうか。全てが対象になりますか。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

今おっしゃった国の月次支援金については、確かに中小法人等という形で制約がございまして、それぞれの産業分類に応じて資本金等で決まった形の中小法人に分類される事業者が対象となっております。ですので、そういう意味ではこちらで対象になった事業者で申請されて受給できますので、その対象者が

この観光事業の対象者になると考えております。

○山里将雄委員　ですから、その月次支援金を受給している事業所が県内にどれだけあるかということ調べればといいますか、すぐ分かるんでしょうけれども、観光事業者の中でも大きな事業者一今、観光事業界というのは相当大変な状況にあるので、できるだけ全ての事業所にそういう支給、支援ができれば一番いいと思うんですけども、そもそも対象にならないような事業所があるのか少し気になったものですから今聞いているんですけども。ちょっと今の答弁ではよく分からない。

○又吉信観光振興課長　お答えします。

すみません、数は正確にちょっと把握していないんですけども、やはり中小から外れるような大企業と言われるのも宿泊事業者で一部ありますので、その分、月次支援金の対象外ですので、この観光事業者等の応援プロジェクトも対象外になるということになります。

○山里将雄委員　これを読み取る感じ、そんな感じなんですね。やっぱり全ての業者にきちんと支援が届くような形をどうしても取っていただきたいなというふうに思っているんです。その辺もまたおいおいこれから対策を取っていただきたいなということをお願いして、質疑を終わります。

○又吉清義委員長　ほかに質疑はございませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　確認等含めて簡潔にしたいと思うんですけど、今の観光関連事業応援プロジェクト、対象事業者についてずっとはっきりさせてほしいと言っているんだけど、もう具体的に聞きますから。皆さん、観光関連ということばかり強調するから、具体的に聞くけど、ダンパチ屋一床屋さん、パーマ屋さん、それから豆腐屋さんとかオートバイ屋さんとか修理、農業、漁業、こういう事業者は対象になりますか。

○又吉信観光振興課長　対象月が50%以上の売上げが減であれば全ての事業者が対象となります。

○渡久地修委員　知りたいのはここなのよ。皆さんが前に観光関連産業とかと

必ずつけるから自分たちは対象外じゃないかという。だから床屋であろうがパーマ屋であろうが、そういうところは対象になるということはしっかりしてください。

そしてこれは去年も県は協力金出したので、今日、本会議でも答えたけど、前回県のしっかりやった人たちは、しっかりとこれ—今回、国の支援金を受けた人も県のものは対象よね。だから国のものもこういうのがあります、県は一時金出しますというやつで、前回もらったところにはぜひ郵送して、前回同様に早めに申請してくださいということを、ぜひ僕はこれやっていただきたい。

そして、これどうですか。部長やりますと言ったけど、いいよね。

○又吉信観光振興課長 今議員がおっしゃったように、昨年文化観光スポーツ部のほうで、安全・安心な島づくり応援プロジェクトというものを行いました。そのときにオンライン申請で行った事業者が約半数ちょっとありましたので、そこについてはメール等で案内していきたいと思います。紙で申請を行った事業者等については、新聞とかラジオ等通じて周知していくとともに、各業界団体を通じた周知とか、この月次支援金については、申請前に登録確認機関というところと、一度相対して相談することになりますので、そののほうを通じていろんな形で申請漏れがないような形で、周知を図っていきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 オンライン申請できるところは、大体若い人たちだからいいわけよ。ところが高齢者は、オンライン申請といってもできない人たちいっぱいいる。ここに問題があるから、だからそこにはこういうふうにやればいいですよということを、残りのところには郵送してくださいということを言っているんだけど、どうですか。

○又吉信観光振興課長 まず、この月次支援金自体も、オンライン申請という形になっていますので、やはり最終的にはオンラインで申請していただかないといけないということになります。そのため、商工労働部のほうで産業支援センターのほうに新型コロナ対応の相談窓口、サポートセンターを設けています。またそののほうから、国と連携しながら各地域のほうで説明会等行っていますので、そういうところを通じながらそういうオンラインについてサポートしていきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 どれだけ申請者がいるか分からないというあれだとまだいい

けれども、前回やって、大体幾らという数も分かっているわけよ。オンライン申請できない人たちが幾らというのも分かっているわけよ。この人たちには今言うようなオンライン申請やってくださいって言うんだったら、こういう場所で説明会があります、こういうふうにしてやってくださいっていうやつをはがきでも文書でも丁寧に通知してあげるとーそうしないとこの人たち漏れるわけよ。だからせつかく1回築いたのがあるわけだから、そこは検討してください。部長、どうですか。検討してよ。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 今回の事業は、幅広く支援を行き渡らせたという趣旨で事業立てしておりますので、おっしゃるとおりなるべく早く支給していくことが大事かなと思っております。それで、先ほどありましたように前年度の実績も踏まえて、周知できるところにはオンラインで周知をするところと合わせて、ネットが使えない事業者さんにはというところなんですけれども、それぞれの事業者さん、組合とかありますので、そういった事業者団体等通しながら周知を丁寧に図っていききたいなというふうに思っています。

○渡久地修委員 課長の答弁と何も変わらんさ。僕が言うのはもう県がはがき一枚でも送ってちょうだいということなんでこれは要望しておきます。

それから、今回事業支援から外れた、新たにこの1年以内に起業したところとかもいろいろ対策を取れるようにしてください。

次に、ワクチン接種促進事業に関してなんだけれども、今それぞれの議員、僕のところでもなんだけれども、もういろんな陽性者とか濃厚接触者とかの相談がどんどん寄せられているんですよ。

沖縄県のコールセンターそれから保健所、医療機関、本当に相当の頑張りというのによく分かる。ところがこの急拡大で、追いついていない。これは皆さん、つかんでいますよね。追いついていないんですよ。陽性になって保健所から連絡が2日待ちとか、濃厚接触者も2日、3日待ちとかで連絡が来なくなっているというのもあるわけ。そういう意味では、今非常事態なのでまずとても今大事なのは、1つはワクチン。もう一つが検査、PCR検査。あとは経済の今の補償。僕はこの三本柱だと思うんだけど、まずワクチン事業を成功させるために、皆さんのところで今日朝から中部1か所、南部1か所とあるけれども南部は皆さんの感染状況を見ても那覇が多いよね。そういう意味では、僕は那覇をしっかりと抑えるというのはとても大事だと思うので、この南部、糸満ということが報道されたのでこれはまた動かすと大変かもしれないけれど

も、中部1か所、南部1か所。もしこれ動かせなかったら、やっぱり僕は那覇。那覇は那覇で県、那覇市と相談してしっかりと大規模接種センターというのは必要ではないかなと一番交通の便もいいし。そういう意味では、県の施設である県立武道館、セルラースタジアムの室内というのか大きい室内のあれがあるよね。そういった所を活用して、僕は那覇はどうしてもやる必要があると思うんだけど、その辺は検討してみたらいかがでしょうか。どうですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 会場としては、我々1000平米以上、それから夏場の接種になりますので、空調のあることというのが一番重要な要件かと考えております。この間、本島中南部で対象になりそうな施設にいろいろ接触をしてきたところですけども、現時点では今申し上げたように、南部に1か所、中部に1か所というところで今想定をして調整を続けております。議員おっしゃるように那覇についてもう1か所必要ではないかという御提案かと思えますけれども、まずこの仕組みを早期に立ち上げて県のほうでも接種を開始することが肝要かと思えますので、まずそこに注力をしたい。そして仕組みがつくられた後のこととして、国、市町村含めて調整の上でその後の展開についても引き続き検討をしていくということになろうかと思えます。

○渡久地修委員 検討してください。それであと、ずっとみんなから質問が出ている看護師、医師の確保なんだけれども。これはずっと部長の答弁でも医師会の協力を得てということなんだけれども、今全県の医師会が3600名余り。医師会に加盟しているという人が今何名—大体何パーセントか分かりますか。この医師会に所属していないお医者さんの協力をどのように得るかというのも課題だと思うんだけど、その辺を教えてください。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 委員御指摘のように、医師会に加盟していない医師の方もいらっしゃいます。実際には、医療従事者への接種は県医師会と連携して行ってまいりました。では、この医師会に加盟していない方々についてはどうするかというと、そこについては保健所のほうで資格を登録してございますのでその名簿を活用して、医師会の持っている会員名簿と突き合わせて、そうした会員でない方々に対してもワクチン接種を呼びかけるという取組をしてまいりました。

○渡久地修委員 すみませんね。要するに、このお医者さんの総数と医師会に加盟している数、加盟していない数を教えてください。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 すみません、今手元に数字は持ち合わせてございませんので、後ほど御提供したいと思います。

○渡久地修委員 これ、持っていないってことないんじゃない。

○大城玲子保健医療部長 すみません、これちょっとあらあんな数字ではありませんけれど、直近の会員数として2300名余り。それから、母数となる医師の数は少し古い数字ですが、28年現在で3600人余りということですので、加入率でいくと65%程度ということになっております。その母数一分母の数のほうが少し曖昧ではありますが、そういった方々に対してもアプローチできるような方法は考えていきたいと思います。

○渡久地修委員 部長、このお医者さんの協力を得るという意味で、要するに集団接種、それから個別接種、病院での接種とかいろいろあるんだけど、これをやっぱり今のあれからいくと60%だから、皆さんが医師会を通してって言ったらもう順調に進んでいるように聞こえるんだけど、40%のお医者さんが医師会に加入していないということになると、やっぱり個別に当たっていくしかならないと思うんだよね。だからその辺を市町村ともぜひ協力をして、これしっかり進めてください。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 医師会に加入していない医師—大体開業医の先生というのは医師会に加入していることが多くございまして、多くは大学病院とか県立病院とかに属していることが多いですので、この点は病院事業局あるいは琉大病院とも相談しまして、地区医師会からの要請があれば、県立病院あるいは琉大病院のほうでも医師の派遣を協力するということは約束していただいていますので、そういう形で医師会に加入していない先生方—特に勤務医の先生方にも協力していただくような体制を取っております。

○渡久地修委員 はい、ぜひしっかりやってください。

それとね、部長、今保健所がもうある意味ではパンク状態。もう急増して、業務がもう2倍も3倍にもなって、さっき言ったように、電話が来るのが二、三日待ちになっているところがあるので、これはもう沖縄県は緊急非常事態宣言出して、入ったよね。そして医療非常事態宣言も出したわけよ。それに見合うような体制の強化をやらないといけないと思う。マンパワー。これはもう緊

急事態だから、それで、これはもう総務部長になるのかね、沖縄県BCP事業継続計画というのがあるんだよね。これは緊急事態に県の職員を全部そこに動員するというような計画はあるはずなんだよ。その際に、沖縄県に不要不急な仕事というのはないけれども、こういう緊急事態では、この業務は一旦止めてでもここに集中するという計画があるわけよ。だから、総務部長、ぜひこれは、今の緊急事態だから、マンパワーを確保するために保健所、それからコロナ対策コールセンターとか、あるいはコロナ対策本部に、県庁の持っている優れた人材をね、相当集めると。人数は僕ら素人から言わせたら100名くらいはすぐにでももう、体制を新たに厚くしないといけないと思うんだけど、これすぐ実行してもらいたいけれどもいかがですか。

○池田竹州総務部長 BCP一業務継続計画は大きく2つありまして、新型インフルエンザ対策編と災害対策編というのがそれぞれできております。今回は新型インフルエンザ特措法に基づくコロナ対策で、本来それに従ってやっているんですが、計画をつくるということはやっているんですけども、なかなか実際に休止したり廃止したりというところに結びついていないというのがこの1年間いろいろうちが調べて確認取れているところです。この業務継続計画で、本当に人、仕事をある程度見切りをつけて休止したり縮小したりしないと、動員されている兼務職員が5時後に戻ってまた仕事をするという形で、過重労働の連鎖が起きてしまうということもありまして、今各部に知事名で見直しを徹底的に行うこと、この後、今総務部でもどういった見直しができるかというのをまずは率先して取り組んでいますので、そういった事例を各部に提供して、実際に仕事を少し空けていただくということを今年はやろうと思っております。

総括情報部を中心には、今年4月に感染症対策課をつくって37名の専任職員を配置して、合わせて4月時点で44名で、80名体制で発足したのですが、この5月—今週までかかるんですけども、新たに42名の兼務職員を発令して、120名余りの体制で当面当たることにしております。

○渡久地修委員 保健医療部長、いろいろやっているようだけど、今のこの急拡大からしたら、総務部長のいろんな言い分はそれはそれでいいんだけど、やっぱり現場の県民の命を守るという上で、皆さん方のこれだけ必要ですというやつをしっかりと出さないといけないと思うんだけど、どうですか。今、あと100名ぐらいは必要ですと言えるのか。

○大城玲子保健医療部長 先ほど総務部長からあった計画、それから増員については先日幹部会議等でも話し合っ、保健医療部からも総務部長にお願いしてつけていただいたものです。それ以外にも、民間からもDMA Tであるとか協力をいただいていますし、厚労省からも職員が入っております。そういうような形で、今それ以上に、総務部長がおっしゃった以上に今4階には配置されていて、実際もう執務室が足りなくてですね、次の別の階にまで今及んでいる状況ですので、当面はそれでどうにか乗り切れるのかなというふうには考えているところです。

○渡久地修委員 さっきも言ったけど、保健所は陽性者とか濃厚接触者に当初はすぐ来たけれども、今は二、三日かかるわけよ。土日を挟むとまた週明けになるわけよ。待たされているこの陽性者、濃厚接触者というのは、もう恐怖なんだよ、恐怖。だから、そこに対応できる体制をつくらないといけないというのがあるので、いろんな部屋がいっぱいとか何とかという、こんなのはあれにしないでこころ。やっぱりそういう人たちの立場に立った、感染急拡大に立って、やっぱりあと何名必要というんだったらすぐ配置すると。これは池田部長、ぜひ保健医療部とも相談して、知事とも相談して、そういう体制はぜひ取ってください。

あと最後になるけれども、ホテル療養者、ホテルの確保。もう入院もできない、ホテルにも宿泊所にも行けない、それで電話も来ない。そういう特に高齢者が結構待たされているわけよ。本当に相談が来て、もう僕らでも対応のしようがないという状況があるので、せめて病院の確保を一生懸命やってください。宿泊所やホテルを先ほど公募したと言うけれども、これも緊急に担当者をしっかり置いて、僕はこの宿泊、自宅療養者580名余り—600名近く、もうこれをゼロにするぐらいの思い切った宿泊所を確保すると。そうでなければ、今朝も新聞にあったかな。酸素吸入できるような緊急の場所も確保するとか、そういうことをしないと救える命も救えなくなると思うんだけど、この宿泊施設、やっぱり現在の580名に対応するぐらい、あと600は確保するという事で至急やってもらいたいんだけど、ここはどんなですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 新型コロナウイルス感染者のうち、症状等から入院が必要でないと考えられる軽症者等については、医療機関での医療ケアの代替手段として宿泊療養施設において支援しているところでございます。現在、自宅療養者が637名、これは5月25日時点ではございますが、637名となっておりますが、可能な限り多くの方を宿泊施設で受け入れることができるよう、今

現在、看護師の確保等の課題解決に取り組んでいるところでございます。あと、先ほど本会議でも答弁させていただいているんですけども、新たな宿泊施設の追加をできるだけ早めに開設できるように努めていきたいというふうに考えております。

○**渡久地修委員** 今673と言うけど、最低この自宅療養者の数、これだけは確保を目指して頑張るということでいいのかな、この数。

○**嘉数広樹感染症対策課長** 自宅療養者の中にはですね、どうしても自宅療養せざるを得ない方もいらっしゃいます。そういった方は除いてですね、できる限りホテルでの宿泊をしていただくという体制を取っていきたいというふうに考えているところです。

○**渡久地修委員** ぜひ頑張ってください。皆さん頑張っているのはよく分かる。だけど、現場はもう入院もできない、ホテルの宿泊所にも行けない、それで自宅に待機しているという人がたくさん残されているというのが現状だから、そこはしっかり一自宅にいななければいけないという人たちが圧倒的じゃないのよ。宿泊所に行きたいけれどもないというのが現状だと思うので。大城部長、とにかく保健所も県の総括情報部、コールセンターもとても一生懸命頑張っている。担当はみんな死に物狂いでやっている。だけど追いついていないのよ。そこを解消するにはマンパワーとホテルをうんと確保するしかないのよ、そこは大いにぜひ頑張ってください。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** お疲れさまです。4ページ、母子福祉対策費お尋ねします。
最初に、資格取得訓練受講期間中の生活費の支給について説明をお願いします。

○**山内昌満青少年・子ども家庭課長** 高等職業訓練給付金事業におきましては、これまで1年以上の訓練を必要とする国家資格等の取得の場合のみ支給対象としておりましたが、令和3年度に限り6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の場合も新たに給付対象とするということで拡大することになりました。当初予算で措置している分に併せまして、今回拡大分を補正計上するという内容になっております。

○西銘純恵委員 月額支給幾らで、何人の予算になっていますか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 これまでも対象となっておりまして、これまでのものにつきましては非課税世帯は月額で10万円、課税世帯につきましては月額7万500円となっております。

○西銘純恵委員 今お尋ねしたのは、今度の6か月以上の民間資格を取る特例ができたっていうことは、コロナの関連が入っていると思うんですね。月額幾らで支給されるんですか。何名ですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 今申しました金額に合わせて取扱いとしまして、就業期間の最後の12か月につきましては4万円を加算するという措置がこれまでもありました。今回の特例につきましても最後の12か月という扱いは同じですので、例えば就業期間が1年間の場合の特例の就業期間になりますと最後の12か月に当たりますので、4万円が加算されまして、非課税世帯は月額で14万円の支給、それから課税世帯につきましては11万500円の支給ということとなります。人数につきましては一福祉事務所を設置しております市につきましては市のほうが支給しておりまして、県分につきましては県内の町村分を対象としておりますが、20件を見込んで予算を積算しております。

○西銘純恵委員 独り親世帯、特に母子世帯は非正規雇用が多くて去年のコロナ禍で結構失業したという方が多くてね、これまでの県の調査でも、生活が苦しいっていうのが母子世帯の中でも6割近く困窮しているっていうことがあったわけですね。ですから、今度こういう特例を出したということは大事なんですが、市部は主として別にやるっていうのも、県が20世帯と20名分っていうところで取りあえず予算をつけたっていうことだと思うんですけど、本当にそういう思い切った支援が必要だと思うんですね。今の20名分を月額14万ということでしたけれども、その20名分に県が積算をしたこの人数をはじいた根拠っていうのは、何でしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 これにつきましては令和2年度の新規の申請件数が10件という結果がありまして、今回拡大分につきましては、昨年度の新規が10件よりも広く活用していただきたいという趣旨で、20件ということで見込んで予算を積算しております。

○西銘純恵委員 従来の申請が少ないということであって言いましたけれど、独り親世帯、母子世帯、父子世帯、それぞれどれだけいますか。概算でいいです。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 独り親世帯の世帯数につきましては、平成30年度に沖縄県ひとり親世帯実態調査をしまして、それが最新で押さえている世帯数になります。母子世帯が2万8860世帯、父子世帯が4390世帯、合わせて平成30年度の調査で3万3250世帯となっております。

○西銘純恵委員 これだけ世帯がいて、やっぱり特例っていうのが結局は生活費を支給するっていうものですよね。結構半年以上のっていったら民間の資格っていえば、なかなか最初の通常のものには国家資格を取るっていうことでは、結構ハードルが高いけれども、今回の特例についてはですね、結構今失業している皆さんとかね、この資格を身につけたいっていう周知をすればね、広報して周知をすれば、やっぱりそういうのに頑張ってみようっていうのは出ると思うんですよ。それで、その皆さんがね一対象者が知らないで、利用できなかったということがないようにしてほしいんですよね。この間頂きました独り親家庭向けの支援、これ次の予算にも関係はしているけれど、たった1枚のこのビラでですね、市部は市がやるっておっしゃったけれども、やっぱり市町村の窓口にも、ちゃんと担当窓口にもこういうのを置いてもらってね、ネットでも広報が重要だと思うんですよ。利用者は増えていくだろうと私想定するんですけど、周知についても頑張してほしいと思いますが、今考えている周知方法というのはどんなものですか。そして市町村にもこれ置いてほしいって私要望したいんですけども、どのように受け止めていますか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 周知方法につきましては、皆さんに目に触れるようにインターネットとか、パンフレットの周知、これにつきましては、各市町村の窓口—そういう支援をする窓口がありますのでそちらのほうですとか、それから県母連と関係する団体さんのほうにもその都度周知するようということをお願いをして、広く必要とされている方の目に触れるように、御案内できるように努めてまいります。

○西銘純恵委員 私待たれているんじゃないかと思っているものですから。20名っていうのでは、多分きちんと周知されていたらそれだけでは足りないということが出ると思うんですが。希望者が増えた場合の予算措置について、今

後の話ではあるんですけども、それは積極的に考えていただけるのか。これは部長にでもお答えいただけるかな。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 今回の高等職業訓練給付金の拡充につきましては、委員もおっしゃいましたけれども、コロナで大きな影響を受けた対象の、高収入につながる資格の取得等を目指して頑張る独り親世帯を応援したいというところがございます。20件を現在見込んでいるところですけども、この見込みを超える人数の申込み等がある場合には、国等と要望しまして、必要な予算の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 次の5ページ。独り親一同じ内容ですけど、これは住宅支援の貸付制度ということになっていきますけれど、これも償還免除等も触れているので説明をお願いします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 この事業については、新たに創設するという事業になっておりまして、この貸付事業につきましては、自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得の独り親世帯に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付けを行うものとなっております。具体的な対象者につきましては、児童扶養手当の受給者—または家計急変で同等の所得水準になった方も含みますが、受給者であって自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて取り組んでいる方を対象に、1世帯当たり月額4万円を上限に、最長12か月貸付けを行う事業となっております。

償還免除という部分につきましては、貸付金とはなっておりますが、住宅支援資金による貸付けを受けてから、1年以内に就業していない方については就職した、あるいは就業している方であっても、より高い所得が見込まれる転職等をし、その後1年間引き続き就業等継続した場合には、償還免除される仕組みとなっております。

○西銘純恵委員 人数、お願いします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 住宅支援資金貸付けの対象世帯は220世帯を見込んで積算しております。

○西銘純恵委員 先ほどの独り親の生活費の支給と、今の両方を併用するっていうことは可能でしょうか。その場合、14万と4万ですから、月18万というね、

これが1年間補償されて、償還免除ということ想定すれば、就職につなげるということ想定すれば、やっぱり大きな支援になるのかなと思うんですけども、これについて、ぜひ周知してほしいと思うのですが、金額も18万ということでもよろしいですか。併用して。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 それぞれの要件につきまして満たせば、併用するのは可能ということとなっております。

今委員おっしゃいますように、それぞれ対象となるということであれば、14万プラス家賃についてこの4万円、合わせて18万という金額となっております。

○西銘純恵委員 コロナ禍で総合福祉資金が200億を超えて、どんどん借りている、まあ生活困窮でね。今、独り親の皆さんがこれを積極的に活用するというのが、やっぱり知れば活用が増えるんじゃないかと思っておりますので、周知についてぜひ頑張ってくださいと思います。

次、6ページの広域ワクチンの関係でお尋ねします。変異株とか感染拡大、今の状況からすると、ワクチンの接種、本当に急がれるんですよね。直近の高齢者のワクチン接種の人数、率といいますか、全国と沖縄県でどんな状況になっていきますか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 今、沖縄県のワクチン接種実績ですけれども、ワクチン接種円滑化システムというもので持っているデータになりますけれども、今日の朝8時35分現在で、高齢者の1回目が済んだ者が3万868人、2回目が済んだ者が3112人ということになっております。率でいきますと、1回目が済んだ者が8.9%、2回目が済んだ者が0.9%ということになっております。

○西銘純恵委員 全国、ほかの都道府県と比べての順位というのか、どこら辺にあるのかというのが出たと思うんですが、つかんでいらっしゃいますか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 沖縄県ですけれども、5月23日現在で真ん中より少し上というぐらいになっております。

○西銘純恵委員 感染拡大しているにもかかわらず、本当に市町村、医療関係者も頑張っていると思うんですよね。沖縄県の高齢者は何人いますか。ワクチンを2回接種するための予定量はどれだけになりますか。7月までに接種する

ためには、7月の初めまでにワクチンが供給される必要があると思います。政府の供給計画が市町村にいつまでにどれだけということによって予定されていますか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 沖縄県の高齢者の対象数ですけれども、65歳人口は令和2年1月1日現在で32万2310という数字になるんですけれども、実は今回の対象者というのは令和4年1月1日現在で65歳になる方、つまり今の64歳の方はほとんど高齢者の対象になります。これで市町村が持っているデータで計算しますと、高齢者人口が34万6599人、これが対象者になります。ワクチンですけれども、これまでに入ってくる予定の量としましては、72万9105回分、人数でいいますと36万4552人分になりますので、先ほどの対象者数よりも多くの数が一正確に言いますと、1週間で計算しますので7月4日までということになるんですけれども、そこまでに沖縄県に入ってくる予定になっております。

○西銘純恵委員 7月までに、結局は市町村が体制を整えてやれば予定量が入ってくる—2回分のものが入ってくるという数字、政府から示されたということですが、でも、2週間ごとのワクチンの割当て—今来ているのは2週間ごとですよ。それが接種計画を立てづらいと、市町村そのものが。そういう声が今上がっているんですよ。政府に対して供給スケジュール、配分量について、市町村は直接言っていると思うんですけれども、確定日付で示すように、それもできるだけ早いうちに示すようにということで、そうしないと市町村の接種の方法がですね、やっぱりきちんと7月までに終わられるかというところと関わってくると思うので、確定日付でやってほしいというのは政府に要望をする必要があると私は思うんですが、いかがですか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 委員のおっしゃるとおりなんですけど、国の配分のほうにもやはり御都合があるみたいでして、どうしても国から示される日—この日は我々やっぱりいろいろ交渉したこともあるんですけど、変えられないという状況になっています。結局、この2週間のうちどこに来るかというのは国が示してくるんですよ。これは変えてほしいと言っても変えてもらえないというのが今の現状になります。委員おっしゃるように、できればそれが早く分かっているほうがいろんな計画を立てやすいと思っていますので、この辺は引き続き国に要望はしていきたいというふうに思っております。

○西銘純恵委員 これは沖縄県の市町村だけじゃなくて、全国でそういう計画が立てられないということがありますから、やっぱり一緒になって改善できると思いますのでよろしくお願いします。

県が市町村のワクチン接種を促進するために、相談を含めて現地に出向いたり本会議でも答弁されていますけれど、様々に県として市町村を援助しているということをお話されました。相当努力されていると思うんですけども、南部離島に対して県が取り組んでいることや、接種体制の確保について支援をしている状況について説明をお願いしますか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 南部離島なんですけれども、基本的にこのワクチン接種は市町村が実施主体になりまして、地区の医師会と協力の下に行っているということになっております。ただ、南部離島におきましては、実はそれを管轄している地区の医師会というのはございません。南部地区の医師会というのはふだん付き合いがございませんので、少し南部地区の医師会ではカバーができない部分になっております。このために県コロナ本部、あと中部病院、南部病院の特に離島に関わっている先生方、あるいは琉大病院の先生方、あと看護協会、薬剤師会、あと沖縄県の医師会ですね。この方々で応援のチームをつくりまして、まず市町村を支援しながら、接種体制の構築をつくるために週に1回、あるいは二、三回、Zoomを使いまして会議を行って体制をつくっていく。もう一つは、この中で行っていただける方を募りまして、実際に派遣をして、診療所の先生方にはどちらかというとバックアップの体制に入ってもらいまして、接種に関しては本島から応援チームをつくって接種を行っています。これによりまして、南部離島におきましては、1回目の接種になりますけれども、今週末、29日、30日の南大東をもちまして全ての島で一希望があるところは、高齢者だけではなく全ての住民を含めまして1回目の接種が終わる予定になっております。

○西銘純恵委員 県は支援をする立場で、市町村が主体ということですがけれども、やっぱりこれだけ高齢者、そして周りの皆さんがね、戦々恐々、本当に早くワクチンを打ちたいという状況があると思いますので、いろんなものが待たれているという状況で頑張ってもらいたいと思います。

もう少しお願いします。人口当たりのワクチン接種回数、日本は世界で128番目と遅れていると言われてはいますが、菅首相が、9月までにワクチンが供給されるめどが立ったと報道されたんですよ。沖縄県に対して、9月までの一市町村に対してですけど、供給予定というのは、連絡そのものは来てはい

るのでしょうか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 今現在配給スケジュールが示されていますのは高齢者分、先ほど言いました7月4日までの分になります。それ以降に関しましては、国はたしか今年度中に1億2000万回分、ファイザー社で、あと追加で7月から9月までで5000万回分の契約をしたということは述べられております。あとモデルナが5000万回分と、アストラゼネカがまた1万2000回分—9月までの分が大臣発言でしかございませんので、今のところ文書で県には示されておりませんので、この辺の配給スケジュールというものが今後の接種の計画に関わってくると思いますので、またできるだけその辺のことが早く分かるように、国とも情報共有を進めていきたいと思います。

○西銘純恵委員 本当に沖縄県でですね、やっぱり大型連休中も、東京、大阪からの観光—移入、沖縄が多かったっていうのを見てもですね、本当にワクチン、急ぎ必要だと思っているんです。皆さんもそうだと思うんですけども、沖縄県にワクチンの優先供給といいますか、それをやってほしいというのは政府に求めるべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 私が答えていいことかどうか分かりませんが、希望としては確かにそういうことは思いますけれども、やはり、確かに沖縄県が今感染状況としては一番大変なことであるとは思いますが、やはりどこの都道府県も同じような状況にあることだと思いますので、その辺はやはり公平性というものがあるだろうと。その中で、政府がどういうふうに考えていただけるかということになると思いますので、公平性は大事なというふうに思っております。

○西銘純恵委員 どなたかが、政府に言うべきだと言っていたし、ぜひそれは県が要求しないのにやってあげるといえることはないと思うのでね、部長、いかがでしょうか。ぜひそれは、今の沖縄の感染状況、そして島内で医療体制も大変厳しい状況になると思うし、陸続きの都道府県とは違うというところもあると思うんですよ。やっぱり要求するということは大事ではないかと思うので、いかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 ワクチンに関しましては、非常に感染症予防の切り札になるということではございますので、県としても積極的に取り組んでいき

たいと思っております。国に対しましても、今回の大規模接種会場につきましてもですね、県としては早期に手を挙げさせていただいたところでございまして、そこへの支援を充実させていただければというふうには要求していきたいと思えます。

○西銘純恵委員 最後に検査についてお尋ねします。抗原検査、この間高校で感染者が出て、クラスのPCR検査をしたというようなことがありました、先週ですか。ちょっとその事実から確認したいんですけれども。北部の高校。

○系数公医療技監兼保健衛生統括監 教育長のほうからの発言もあったかと思いますが、今週、県立学校のほうでクラスターと言われる集団の感染がありました。その際に寄宿舎のようなところに住んでいるということで接触者について、恐らくPCR検査だったと記憶してますけれども、一斉に検査を行ったというふうには聞いております。

○西銘純恵委員 大事だと思うんですけど、中部の小中学校で感染者が出たとか、子供が中学校でもとかって、最近子供たちの感染をやっぱり身近で聞くんですよ。そのときに感染したというのは、多分症状が子供で、症状が出てっていうことであれば、抗原検査っていうんですか、検査キットを使ってそして周りを、クラスをPCR検査とセットするという、これとても併用するというのは早いうちに感染源を特定して拡大を防いでいくというんですか、抑えていくというのはとても重要だと思うんですけれども、併用について今後どのように考えていらっしゃるか。

○系数公医療技監兼保健衛生統括監 現在、高齢者施設等で陽性者が出た場合、あるいはその症状がある方についてはそこに常駐しています看護師さんであるとか医療スタッフが、医師の指示を受けた形で検査を、検体を採るというようなことは通知等が出ています。委員おっしゃっているのは、例えば学校で症状があるお子さんに対して養護教員なのかどうか分かりませんが、やはり専門職がいる下で検査を行う。そしてまたその陽性になったときにどういうふうに医療につなげるかというところはまだしっかり整理しないといけないと思っておりますので、そういうふうなところも整理しながら対象の優先順位と言ったらあれですけれども、それについてはまた検討を続けていきたいと思えます。

○西銘純恵委員 学校現場でどうっていうところも含めて今話されたんですけ

ど、やっぱりその中で症状が出た子、すぐ抗原検査でその周りを一前に濃厚接触者かどうか保健所が聞いて、それから特定してっていうそういう手順を踏んで遅れていくわけですよ。だから検査も思い切ってぼんとやっちゃう。1クラスでしたらやっちゃうとかですね。そういう抗原検査とPCRの併用、それやれば一何ていいますかね、感染抑止になると思いますのでぜひ生かせるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 もう去年からずっと補正補正で、昨年度も本当にこの一覧表で見えますけれども、委員長、今ですね、目の前にあるこのコロナの対策で、ずっと補正を組んできたんですけれども、そろそろ1年以上たっている中で、今までの補正3000億以上のお金が、このコロナ対策に充てられたんですけれども、この際過去の補正予算の内訳で1次から含めて、令和2年度の中で、実際にこの補正で組んだコロナ対策でどういう効果があったのかという検証をする時期に来ていると思うんですよ。ぜひその辺の執行率とか一覧表にして、取りまとめたものを当委員会の皆様に、また全議員に配付して、検証する必要があると思いますので、この辺は委員長、ぜひお取り計らいを執行部のほうにお願いしてほしいんですけれども。

○又吉清義委員長 今仲村委員から御要望ありましたこれまでの補正をぜひ取りまとめて提出方お願いしたいということですが、各部署の皆さんよろしいでしょうか。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 令和2年度の例えば執行率については先ほど本会議で私が答弁させていただきました。この後令和2年度決算の調製を踏まえまして議会にまた改めて決算の審査をする形になります。その際にコロナ関連予算という形ですね、こういった形が分かりやすいのか、ちょっと関係部局とも相談しながら取りまとめていきたいと思います。

○仲村家治委員 決算になるのはそれはそれでいいので、ある程度現時点での執行率とかというのは、参考資料という形でもいいのでね、こういった事業が

こういった形で効果があったとかっていうのは、検証しながら次の一要は、厳しい状態になってから補正をしている、これの繰り返しなんです。だからそろそろこの辺の事業がどうやって効率化したというのは見ながらですね、やっぱり県の執行部の皆さんと議員としても、地域の方々からいろんな話がありまして、なかなか答えづらい部分もあるので、この辺はまた、総務部長知恵を出してですね、決算は決算でいいんですけども、その前になるべく速やかにこの資料を取りまとめていただきたいなと思います。要望いたします。

○池田竹州総務部長 分かりました。

○仲村家治委員 まず本会議の質疑または当委員会での質問をだぶらないようにしたいと思っております。

まずですね、このコロナのワクチン接種の大規模な対策をやるということで、中部と南部でやるというお話があったんですけども、一番大切なのは各市町村が速やかに、高齢者をワクチン接種する手助けが一番最優先だと。それで、なかなかネットとかLINEで予約するのが難しいという方々をどうやってフォローしていくのかというのをですね、同時進行でやらないといけないと思うので、これはこれで大変集中的にやるということですね、市町村の補完になる事業だと思っておりますけれども。あと昨日の新聞でですね、ワクチン接種をする現場で派遣会社を通してフリーランスの看護師が接種作業をしているらしいんですけど、その方々は医療関係の方々にカウントされていないので、ワクチン接種をされていないらしいんですね。まあ大体医療関係ということで、沖縄県は5万9000人くらいはいるだろうということで、この方々は優先的にワクチン接種をしたらしいんですけども、1回目が80%近く、2回目が56%近くの方々が一医療従事者がやってるんですけど、このフリーランスの方々は対象外だということで、なかなか現場で同じような医療行為というか、いろんな形で1日数十名の方々と接して不安を感じてるというようなことが報道されているんですけども、この辺は大城部長、把握なさってますでしょうか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 代わりに答えさせていただきます。

まず1番、当初の国の計画では、医療従事者なんですけれども、医療従事者の定義としては、病院や診療所でコロナの患者さんと直接接する可能性のある方ということでございました。これを基に実は医療従事者のワクチンの配給量が決まっております。途中の計画の中で、実は予防接種会場で従事される方も医療従事者の範疇に入りました。ただし書がございまして、ただこの方々のワ

クチンは、医療従事者としてはやっぱり配給されていないと。このために、高齢者分のものが、市町村に渡ったときに、その中で優先接種として行いなさいってということがございますので、こういう方々に関してはフリーランスの方々ってというのは基本的には市町村が設置する集団接種会場で働かれると思いますので、この中でやっていくということになっていくと思います。だから、今後進められていくというふうに考えております。

○仲村家治委員 取りあえず同じような環境で働いているわけですから、この辺は配慮していただいてですね、十分不安のないような環境をつくってあげていただきたいなと思っております。

あと、続きまして、実は4月の補正のときにもいろんな議論をしたんですけども、例えば山梨県が採用しているこの飲食店での認証制度の話一度この場でやったんですけども、山梨は申請だけ、沖縄県は出向いてやるということで、沖縄県のほうがより効果的じゃないかという話をなさっていたんですけど一多分嘉数さんが言ったのかな、と思うんですけども、ではなぜこのような沖縄の飲食関係絡みでこんなにコロナの感染が広がったのか。その辺の検証というのはできていますか。

○系数公医療技監兼保健衛生統括監 毎週の新たな感染者について、どういう感染経路で感染したかということで見えております。連休が始まるまでは飲食関係の陽性者は順調に減ってございましたけれども、連休が明けた次の週には、連休前、かなり高い水準まで戻ってきていますので、今そういう接触の機会が一つは連休であったということ。それから、クラスターが起きたお店などの情報をいつも確認して、感染対策はどうであったかというふうに確認しますけれども、やはり接待を伴うようなお店では換気がなかなかできていないとか、この間ありましたのは、マスクをしてもお客さんからマスクを外すように言われてというふうなことなど、やはり密集している中でカラオケを歌ったとかですね、そういうふうな感染対策がなかなかできていないというところで集団の発生が出ているという分析はしているところです。

○仲村家治委員 私がなぜその4月の補正の話をしたかということ、やっぱり山梨県はこのように厳しい状況の下で認証制度をやって、ほとんど私、沖縄の次に見るのは山梨県なんですよね。大体もう1桁で推移して、大変効果が出ているんだろうなというのと、やっぱりそういう環境、予防対策をやらない飲食店で感染するリスクってというのは、やっぱりもう県民もそういう店には行かない

ようにっていかね、意識づけをするためには、徹底的にもう予防するしかない。予防している店には丸適マークではないけれども、そういう形で安心して飲食できますよというくらいね、もう徹底的にやっていかないと、飲食の皆さんも生きていかないといけないから多分時短守らないとか、もう無視して開けているとかっていうのはあるかもしれないので、生活かかっている人たちって必死ですよ。だからこの辺をじゃあどうやって両立していくかっていうのは、もうこの辺お互い割り切ってそれを徹底的にするか、それとも休業するか、時短するかっていうくらいですね、県の—知事がもっとリーダーシップを発揮して言い切って、やらないんだったら休んでくださいって言うくらい、ちゃんと予防するんであればいいですよっていう、そのくらいの強い意志がないと、その辺の飲食の部分っていうのは、これから先もなくならないと思うんですよ。休業して、対策していないところが、じゃあ宣言が明けたってやって、また同じような環境で、それは当然感染しますよね。この辺の部分もうちょっと徹底的に、県として、今大型の施設はそういう形でやろうということで予算はついているんですけども、やっぱりもうちょっと県民、あと観光客が行く飲食店、居酒屋、そういうところに徹底的に予防をしてくださいと。それを守っていただくんだったら丸適マークあげますよっていうくらいのもうちょっと強い体制をつくってほしいと思うんですけど、大城部長、どうでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 この感染症対策の認証制度につきましては、前回の議論の中でもお話申し上げました。現在1回目は巡回して入っております。そのときには、こういう制度をつくりますよということで告知をして回ったってことです。これからですね、5月の下旬から—今回この予算を通していただいた後には、業務委託等も含めて巡回をしながら申請をいただいて、しっかりと感染対策が整っているかというところを審査しまして、県として認証するという手続を取ることにしております。その上で、認証マークを付与することにしていきますので、これはこういう緊急事態宣言が明けた後も、しっかりと、お店をきちんと開けていただけるためのものというふうに理解しておりますので、こういう感染の波を繰り返さない一つの方策になるかと思っております。しっかりとやっていきたいと思えます。

○仲村家治委員 最後に、これも前の4月の補正のときに話したと思うんですけども、もうちょっと県民に今の沖縄の状態がどうなのかというのが分かるようなデータとか何かないですかということでしたんですけどね。これは一つの提案ですけど、例えば県庁の正面の屋上辺りに、もう厳しいよというとき

は赤いライトを照らして、もう一步ですよというときは黄色にして、今安全宣言ですよといったら緑にやっつてというぐらい、一番目立ちますので、それは大したお金にならないと思うので、少しビジュアル的に今沖縄県がどうなのかと。夕方見るたびに真っ赤だったら、ああ危ないんだなというのは人間、特にパレットくもじ前というのは交通量も人も多いので、目立ちますので、あと夕方の天気ニュースで絶対県庁が出てきますので、それで黄色、赤なのか、緑なのかというのを、もう一度県民が認識できるような単純明快なことも考えてしかるべきかなと思いますので、その辺は提案して終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 それでは、質疑をさせていただきます。まず最初に、6ページの4番と6番、簡潔に質疑をいたしますが、この中で、皆さんせんだつての説明会では、観光業というのが、先ほども質疑がありましたけど、いろんな関連も含めてということでお話がありました。その中で、先ほどもそこに仕入先であるいろんな農業とか漁業に従事している人たちも、仕入れしている関係者の皆さんにも、その辺の手当てはあるというふうにお話を聞きました。そして、また6番目のほうでも、これまで運転代行さんもされていなかったんですけど、本会議でそれも対象になるというお話がありましたので、ぜひこの方々にもですね、しっかりと皆さんのほうで通知をしていただいて、前回も別の飲食店の要請のときにも酒屋さんとかいろんなものも対象という話もあったんですけど、なかなか気づかなくてきている業種もおりますので、その辺はしっかりと皆さんで周知徹底をしていただきますように、この辺はお願いをしておきます。

あとですね、いろいろと出発地とか到着地のPCR検査とかありましたけど、いろいろと諸般の関係でなかなか沖縄到着時の検査も厳しいところがあるという答弁もいただきましたが、本会議で、今、那覇空港の国際線というのはどういう状況になっていますか。なぜかという、もしそういうキャパがあれば、その辺はいろんな法的な問題とかあると思いますけど、そこは活用できる余地はないのかどうかをお聞きします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 今現在、国際線は全て運休している形になりますので、国際線ターミナルビルは空いているというか、運用されていない状況になっております。こういう感染状況が厳しい状況でありますので、水際対策を強化、拡充するということで、那覇空港についても検査体制を拡充す

ることの検討を進めておりました、その際、ビルの空きスペースというか、どこを活用して、動線的にどこが一番安全なのかとかですね、そういったものを今検討しているところでもあります。

○島尻忠明委員 国際線が運航すれば、国内線と一緒に同じように活用はしている状況だと思いますので一乗り降りですね。そこを国内線の一部を国際線に振り分けて、そこで到着をさせてそこで検査をすればスペースの問題、いろんな問題で解決はできないのかなと思っているんですけども、今部長のほうからその辺は今いろいろ検討もありますと言っているんですけども、那覇空港はちょっと調べたんですけども、国内に19ある国の管理空港とはなっているんですけども、定義的に国が設置をし、地方公共団体が管理をするという内容になっているんですよ。その辺も含めていろんな運用の中で厳しいところもあるかもしれませんが、その辺をちょっと検討していただいて活用できないのかと思いますが、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 那覇空港のビルのほうは、NABCOさんのほうで一那覇空港ビルディング株式会社のほうで管理していますので、その管理会社のほうと今綿密に調整をしております、使えるスペースがないのかというところは調整を進めているところです。

○島尻忠明委員 ぜひ検討をお願いいたします。

最後に2点です。最近、皆さんの御案内で、医療は大変逼迫しております。いろいろとお話を聞きますと那覇市立のほうからも、北部に転院の話が出ているとも聞いております。それほど逼迫しているということは聞いております。その中で、先ほども質疑がありましたけれども入院待機が増加をしております。そして大城部長の答弁がありましたように、いろんなホテルの皆さんともいろんな意見交換をしております。なかなか厳しいところもあるという話であって、なかなかホテルで療養できるということも厳しいところがあって、現在自宅療養者が大分いるという状況もお聞きしました。その中で確かにいろんな環境の中で、自宅療養やむなしという方もいるというふうに聞いておりますが、この自宅療養者を皆さんはどういうふうに、いろんな連絡を取ってあるいは健康管理等々、そういうことはなさっているのかということが1つと。あと、これは私が聞いている範囲なんですけれども、家族全員がコロナにということで一全員がそういう症状があるものですから自宅療養をしているという話も聞いているんですけども、その2点についてお答えいただきたいと思います。

○嘉数広樹感染症対策課長 お答えいたします。

感染者急増によって、今現在自宅療養者がかなり増えているわけですが、その自宅療養者に対応するために現在県コロナ本部では、県庁内部からの大幅な増員—20名ほど増員して対応しています。それで今現在は、その方々全員に症状の確認であるとか既往症—基礎疾患の有無だとかそういったことは確認ができています。それから家族全員が陽性者となった場合にはほかに移す可能性が低いということと、家族間—ホテルに入るよりも家族で症状が軽ければ、相互に見守りができるということもあって、自宅での療養を希望する方が多くなっています。その場合には、自宅での状況、ほかに移す、感染するような状況がないかだとか、その方々に食料品を届けるそういったお世話ができる方がいるかどうかを確認しているところです。それと合わせて県のコロナ本部では、基礎疾患とかがあって重症化リスクが高い方にパルスオキシメータを配付するなどの支援を行っているところでございます。

○島尻忠明委員 家族全員がかかっている世帯もあるということで理解しているんですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 はい、今ございます。そういった事例も多くなっていると聞いています。

○島尻忠明委員 そこです。皆さんいろんな健康チェックはやっていただいていると思うんですけど、家族全員がそういう状況である中でですね、なかなか外に出られない。食事が取れないというのが今大変厳しい状況があるということを知っているんですよ。その中で、県のほうに問い合わせたら、何とか食事は皆さんでやっていただけないかという話なんですけど、こういう厳しい中で食事を準備するというのはなかなか厳しいというお話もあるものですから、先ほど、皆さんどういった手当をさせていただいているのかとお聞きしたのは、その健康チェックも大事でありますけど、何とかこの食事をですね、やっていただきたい。なぜならですね、確かに厳しい状況であれば入院をして、そこで経過措置を見るのが一番ベストであるんですけど、その段階でいろんな状況の中で、次はホテルというのがあるんですけど、ホテルではほとんど食事がついてですね、いろんなチェックもしていただけるんですよ。しかし、この自宅療養者というのが、なかなかそういうのもない中で、せめて食事をですね、何とか予算づけをして、何らかの宅配業者か、またあるいは、今いろんな業態

が、飲食店、大変厳しい状況でございます、その人たちに弁当をお願いして、届けてもらうとか——一番は食事が大変厳しいというふうに話を聞いておりますので、その辺、予算の立て方とか、いろんなのがあると思いますが、なかなかこの食事は厳しいという話を聞いておりますので、その辺については担当部長、どなたか。糸数さんか大城さんか分かりませんが。

○嘉数広樹感染症対策課長 自宅療養者に対する食事の提供でございますけれども、実は今ですね、家族どなたかが買い物に行けないと、あるいは身内の方がお世話ができないという方についてはですね、食事の提供を行っております。冷凍食品にはなるんですけれども、冷凍の弁当という形で、温めればすぐ食べられるようなものを配達しているというような状況でございます。

○島尻忠明委員 ですから、先ほど言ったように、病院、ホテルではしっかりとした食事も提供している。昼でもですね、弁当か何か届けられるというようなことはないのか。あとは、健康チェックは電話ですか。どういうふうにやっていますか。

○嘉数広樹感染症対策課長 健康チェックはですね、コロナ対策本部に、看護協会から看護師の方を派遣していただいて、電話による健康観察を行っているところでございます。

○島尻忠明委員 この方はですね、実際コロナ禍で——いつから食事を提供しているかはあれなんですけど、厳しい状況で、コロナ禍の皆さんがいろいろとお力いただいて、病院を探して、何とか1週間後には中頭病院に入院をされたという状況も聞いております。そしてですね、つい聞いた話なんですけど、自宅療養をしておりましたが、そのうちに搬送されて、この大変厳しい状況で人工呼吸器をつけて、ECMOを必要ということで、南部医療センターに転院をしたら、到着をしてすぐ息を引き取ったという例も聞いておりますので、確かに皆さんの御苦労はよく分かります。ただ、やはり何とか病院の一本当に差し迫って厳しい状況も分かります。ホテルも大変、またいろんな条件があると思いますが、今ですね、大変自宅療養者、物すごく厳しい状況であるのを分かっていると思います。いろんな、これこそ私は県独自で、今緊急事態ですので、いろんな議員の皆さんからお話があるように、この辺の自宅療養している皆さん、先ほどお答えもいただきました、厳しいと。自宅でしかいろんな状況で療養ができない方もあるっていうのも先ほど伺いましたので、こういう人たちにもで

すね、しっかりとケアをしていただいて、意見も聞いて、そして予算づけをしていただけたら、またこの沖縄県の置かれているこの状況も回復していった、いい方向に進むのではないかなというふうに思っておりますので、この辺は糸数統括監かな、大城部長かなんですけど、まあ最終的に予算もありますので、総務部長でもどなたかですね、この件についての取組をどのように考えて、この状況を聞きながらですね、600名余の自宅療養者がいますので、その辺にもちょっとお心遣いいただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 委員おっしゃいますとおり、自宅療養者については不安な思いをされて自宅で療養されているという状況は、こちらのコーディネートしているチームからも毎日のように聞いております。それから、自宅療養管理センターを設置していますので、そこで毎日健康観察を行っている看護師、それから看護師だけではもう間に合わないものですから、県の職員も動員してですね、先ほどありましたように、プラス20名を持ってきて、電話機も固定電話だけでももう足りないものですから、民間のほうから御協力いただいて、数も増やして対応しているところでございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、食事がやはり周りの支援がいただけないというところにつきましてはですね、予算をつけまして、冷凍のお弁当を届けているというところでございますので、ただ、できるだけ、やはり自宅療養にならないような対策は県としても取っていきたいと思っております。

ということで、非常に努力しながらやってまいりたいと思っておりますので、とにかく感染者を減らして、そういう状況を改善していきたいと思っております。

○島尻忠明委員 今後の状況というのは、厳しい状況というのは私も認識をしておりますので、ただいかにせんなかなか前が見えない状況でもありますので、もちろんしっかりとした体制で環境整備をするのはもちろんでありますけど、皆さんもいろんな御努力—いろんな方々が御努力をしております。しかし、なかなか厳しい状況というのはお互い認識をしているところでありますので、やはりこういういろんなところでいろんなことがまた皆さんのところに入ってくると思いますが、ぜひ私以外の人からもまたいろんな皆さんの、県民の声が届くと思っておりますが、私は今回自宅待機—自宅療養者の方たちが大変厳しい状況というのをお聞きしておりますので、食事も、これは3食届けているということで理解していいんですよね。その中でぜひその辺も、いろんなものを配慮しながら、まずはやっぱり体力をつけるための食事ですから、しっかりとその辺も配慮しながらまた頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 これまでの本会議の質疑の中で気になるところがありましたので、お聞かせ願いたいと思いますけど、これまで沖縄県では5度の緊急事態宣言を行ってきておりますが、観光関連産業をはじめ幅広い分野に大きな影響が出ているわけでありまして、先日の内閣府の発表によると、令和3年1月から3月期の国内総生産、いわゆるGDPが年率5.1%の減となっていると。また、令和2年度のGDPは前年度比4.6%の減になっている。そういうことから鑑みてですね、これはリーマンショックを超えるような状況、戦後最大の落ち込みとなっているわけでありまして、午前中の質疑の中でいろいろありましたけど、沖縄県でこのコロナ感染者による県内GDPの落ち込み、そういう点からすると経済的影響をどのように評価しているのかというのがあまり見えなかったんですよ。どう考えますか。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 沖縄県では、これまで県独自のものも含めると5度の緊急事態宣言を行ってございます。その間、経済活動の制約によって、例えば小売業だとか宿泊業、そして飲食業、さらには農業、交通運輸等々、多岐の業種にわたって多大な影響が出ているというふうに認識してございます。平良委員おっしゃるとおり、政府の国内GDPの発表については四半期ごとに行っておりますけれども、これに当たる沖縄県の県内総生産の発表、推計については、その年度が終了した2年後に発表することになってございます。このため、最新の数字でいうと平成30年度ということで、コロナ前の数字ですので、なかなか足元の経済情勢を把握する指標としては困難な状況でございます。このため沖縄県ではですね、直近の経済情勢を把握するための動向として、四半期ごとに経済動向調査というものを公表してございます。この中で代表的な経済指標を申し上げますと、入域観光客数については令和2年1月から15か月連続で前年を下回ってございます。また、百貨店、スーパー販売額など個人消費についても前年を下回っていて、失業率についても0.9ポイント悪化し、3.9%等々ですね、経済指標については軒並み後退してございます。沖縄県の産業構造については、個人消費や観光需要等に大きく依存してございますので、こうしたコロナ禍によって経済活動が停滞した局面に応じては、どうしても各種経済指標というのは悪くなっていく状況だというふうに思っております。こうし

た現状の経済状況を的確に捉えて、そして適宜対策を打ち込んでいくということが重要であるというふうに認識してございます。

○平良昭一委員 国の指針—いわゆるGDPのものとは対比するというのは非常に困難だと—四半期ということでありまして、ただ、明らかに前年比よりは15か月減少、あるいはスーパーの売上げも前年を下回り、失業率も高くなってきているということであれば、その県の経済はこれまで経験したことのない深刻な影響を及ぼしていることは確実であるわけですね。一方で感染者対策と経済対策を両立させること、それが一番ベストの状況でありますけれど、かなり厳しいような状況だとこれまでの質疑の中で一本会議の中でありました。そういうことを両立させることは非常に大事でありますけれど、新規感染者も増加してさらに経済は悪化していきそうだというのがある程度予想できるわけですよ。これまでの本当の対策が功を奏してきたのかというのが、ちょっと疑問であって、本当に対策はうまくいっていると皆さん言えますか。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 沖縄県においては令和2年度から16次におたる補正予算を組んでございます。また今年度に入っても今回提案させていただいた補正案を含めると7回という形で適宜—その都度地方創生臨時交付金の活用であるとか、あるいは財政調整基金の取崩し等々財源を確保して、これまで経済対策と感染症対策に取り組んできたところです。しかしながら、長引くコロナ渦においてどうしても落ち込んだ経済を回復させるためにはさらなる強い対策も必要であろうというふうに認識してございます。ただ、その一方でコロナウイルスの感染状況というものが悪化すれば—例えば宿泊療養施設の確保であるとか入院の病床の確保であるとか、さらには—例えば検査費用であるとか、いわゆる感染対策としてやらなければならないというようなものが多岐にわたってございまして、すぐにやはり財源が不足してしまうという状況があるかと思えます。そういう意味では感染が拡大している地域においてはこうした感染対策に関する財政需要というものが大きくなるという認識の下、国からの財源—国の地方創生臨時交付金を求める際には地域の感染の状況を踏まえた算定をしてくださいますということを知事会を通して強く申し入れているところでございます。

昨今の報道によりますと、今国会において国のほうでは補正予算は見送る—当面は予備費で対応するという形になりましたけれども、いずれにしても追加の経済対策であるとか、感染対策に関しては迅速かつ切れ目なく実施していかなければならないと思っておりますので、引き続き臨時交付金等々財源の確

保を国に強く求めていきたいと思っております。

○平良昭一委員 非常に厳しい状況—適材適所に手を打ちたいという気持ちはよく伝わってきますよ。その中でやっぱり財源確保、これ引き続き取り組まないといけないわけですから、いつも知事会でいろいろ話すると言いますが、それだけでは足りんよ。直接交渉する状況もつくること—それも大事だと思いますので、この経済界や医療界のニーズに合うような適材適所な措置というのはこれからもっともっと必要になってくるわけですから。とにかくもう財源確保—それに動いていくことが一番の方法だと思いますので頑張ってくださいというのと、今一番県民が—国民が期待しているのは、ワクチンがどれだけ効果が出てくるかということになるわけです。その中で感染対策と経済対策を両立させながら、ワクチン接種促進事業—これがこれからどういう展開をするかが非常に大事。そういう面から聞きますけど、現在の県内のワクチンの接種状況は一体どうなっているかということ、県民がどうしたら知り得るのか。私たちはいつできるんでしょうか、どういうふうに進んでいるんですかというのが全く知らない。本土のマスコミからの情報がどんどん流れてくる、マスコミからね。沖縄県の状況はどうなっているのかと比べてしまうわけですよ。その中で広域接種をやろうということは、それはいいことであります。ただ、これまで見ている状況の中でマスコミが取り上げるのは悪い例を取り上げて余計不安にさせてしまっている。やるのであれば、しっかりしたことをしないとですね、ただでさえ不安に陥っているものを余計不安にさせてしまう可能性がありますのでその辺をしっかりすることをどうしていくかということと、まず現在の状況を県民がどれだけ進んでいるかということはどういうふうにしたら知らしめることができるかということを知りたい。我々県議の中には毎日通知が来て、何名してますよというのがありますけれど、いわゆる地元のタイムスさん、新報さんの中では県内の感染者の居住別状況が出てますよね、毎日ね。それと同じように、接種がどこまで進んでいるかということを開示する必要があると思うんですよ。県民の中から実際どうなんですかと聞かれますので。その辺を今後どうしていくかということもちょっと聞きたい。どうですか。

○糸数公医療技監兼保健衛生統括監 お答えいたします。

まず、県のほうのホームページ—先ほど副参事のほうからお話させていただきました、今のパーセンテージですね—何パーセントの方が済んでいるというのは沖縄県のコロナ対策のホームページのほうにバナーといいます—直行するマークをつけまして日々更新するようにはしております。これと併せまして、今

週からですけれども、その数字について毎日一月曜日から金曜日まで毎日記者会見しておりますので、その中にマスコミのほうに情報提供を行って、昨日の公表資料は今日の新聞等にも掲載されていたとっております。さらに市町村ごとの接種状況についてもマスコミを通して、あるいは県民の方から要望があるというふうな声でありますので、市町村のワクチン接種がある程度進む時期を見ながら、市町村ごとの接種状況についても公表について今検討していきたいと考えております。

○平良昭一委員 いわゆる今は医療関係者、65歳以上の高齢者それと基礎疾患持っている方々が対象でありますけれども、実際若い方々—私たちはいつ来るんでしょうかねと何を見ても分からない、その中で不安が先に出てですね、要するに若い方々が感染多くなっているのもあると思うんですよ。どれだけ我慢するかというのはある程度の方が把握できないと人間は我慢できませんよ。その辺はもうちょっと今の接種の状況をオープンにする必要があるなということです。ホームページでやっていることはいいですけど、とにかく高齢者の方々もホームページ見れる状況ではないはずですから、そこをどう広げていくかというのも非常に重要だと思って考えていただきたいと思います。

それと、先ほど山里委員からもありましたけれど、医療関係者、65歳の高齢者それと基礎疾患これが今回の対象でありますけれども。ある方からそういう相談がありました、この緊急搬送を行っている消防隊員一職員それがどういう立場になっているかということで相談がありましたけれども、これは搬送するといふのであれば一番関わるような状況の中でありますので、医療従事関係者の位置づけというふうに私は理解しているんですけど、皆さんのところではどうか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 お答えさせていただきます。

救急搬送されている消防の救急隊員の方々におきましては医療従事者の範疇に含まれておりますので、多くの方が接種済みになっている状況だというふうに認識しております。特に救命救急士の方々におきましては全ての方ではありませんけれども、ワクチンが十分ではありませんでしたので、一番最初にワクチンが来たときに実際にコロナの最前線に立っている重点病院の先生方と一緒に段階で打っていただいております。

○平良昭一委員 この消防の職員一救急車を運転して行きますよね、その救急救命士。それが広域の組合でやっている場合がありますよね。で、皆さんは市

町村が接種券を持っているということであれば、うちにも関わるような地域で組合を持っているところというのは、一体どこが責任を持ってやるべきものなのか疑問になる。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 医療従事者の方におきましては接種券を発行せずに、所属団体のほうで接種券のついた予診票というのを発行させていただいております。実際には消防隊の方々におきましては、自治体のほうで市町村の一実際には広域になっているところでもどちらのかの市町村に属している方が多いので、いずれかの市町村でその予診票を発行しておりますので、問題なく進めさせていただいております。

○平良昭一委員 じゃあこれはスムーズにいつているということまで理解してよろしいですね。分かりました。

それとあとですね、広域接種。非常に期待しているんですよ、県民は。先ほど北部はという話もあったんですけど、多いところからやりたいということはこれはもう理解はします。接種をする方の人数もありますので。そういうことありますけれど、これが、さっきも言いましたけれど、とにかく悪い情報だけが先に取り上げられてきてしまうようなことがありますので、スムーズに進めるために万全の体制を持ってきているかということに非常に疑問でありますけれど。自信はあるか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 大変短い期間の中で立ち上げなければならぬということまで緊張感を持って取り組みたいと。またこれをうまく回すためには先ほど来申し上げておりますように、国ですとか各市町村としっかり連携をして情報共有しながら努めていきたいと考えております。

○平良昭一委員 ほんとにあまり悪いイメージを与えないようにしないと駄目ですので、ぜひ頑張ってくださいというのと、それとこれもいろいろ問題視されましたけれども、余ったワクチンがありますね、キャンセルなどで。これに対しても日本国内でもいろいろけんけんがくがくありますね—首長さんが先に打ったとか。これやっぱりもう不安がっている国民の表れだと思うんですよ。そういう面ではマニュアルをしっかりと市町村の中で作成しているような状況があるのかどうかを確認したい。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 余ったワクチンにつきましては、そ

の時期の接種の対象者がまず優先になりますので、市町村のほうには一例えば今日は対象にならなかったけれども打ちたがっている人をキャンセル待ちですぐに連絡が取れるようにしておくとかということでもまずやってくださいと。その次には先ほどもありましたけれども接種会場におられる方一例えば接種会場の中には医師・看護師以外の一実は医療従事者ではない行政の事務職員の方がかなりおられます。この方々もやはり多数の人と接しますので、こういう方々で接種されていない方を優先的にやっていくとか、そういう形で必ず余らないようにってことでやっておりますので、今のところ余って破棄したという例はこちらのほうには報告として入っておりません。全部詳しく調べているわけではないですけれども。

○平良昭一委員 これ非常に大事なことだと思うんですよ。余らしたらいけないことは当たり前ですけども。マニュアルがないとこういう批判されるような状況があるわけですから、この辺はしっかりですね、県も含みながら一連の流れの中でのマニュアルはしっかりつくっていたほうが対策としてはいいんじゃないかなと思いますのでそれはお願いしたい。

それと逆のパターン。ワクチンを打たない方、打ちたくないという方、恐らくこれから出てくるわけですよ。それをどういうふうにして対応するのか。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 今回の予防接種ですけども、これは特措法ではありませんで、予防接種法っていう法律の中の任意接種っていうものに行われまして、国民には接種をする努力義務というものが課されております。これは通常の子供の定期接種と同じものでありますけれども、過去の歴史からいきまして日本では今予防接種には義務は課されていなくて、あくまでも受けるように努力しなさいということになりますので、ある一定の方が受けられないというのは予測されております。これに対しまして、まず市町村のほうで丁寧な説明しながら接種を勧奨していくということが1つ、もう一つですね、沖縄県といいますか一県の中にコロナウイルスの専門家会議というもの、いわゆる専門家の先生が集まっている会議がございますので、そちらのほうでワクチンを打ちましょうとということを強く勧められておりますので、今県と協力しましてポスター・リーフレット、今作成中でございます。ほとんど完成しておりますので、今後そういうものを使いまして啓蒙していきながらワクチンができるだけ打っていただけるようにということを詰めてまいりたいと思っております。

○平良昭一委員 いろいろ個人で勉強しながらですね、これは努力義務だというから守る必要はないという人もいるわけですよ。対象者自身が判断することであるんだからそれは強制ではないだろうと持論を持っている方もいるわけです。ただですね、それがあまりにも行き過ぎて接種しないことで差別を受けてしまわないかなという心配もあるわけですよ。特にお父さんお母さんがそういう考え方であれば、今後成人している子供たちに対してもそういうことを言いかねないんですけれども、接種しないことで差別的なことをされるとこれは大問題だなと思って。その辺の対策はどうかなと。

○森近省吾ワクチン接種等戦略課副参事 これも平良委員がおっしゃられるように大変重要な問題だというふうに認識しております。やっぱりこのワクチンというのはまだ分からない部分というのも実際多いですし、打たれる方—実際に接種会場に何度か足を運びまして会場の雰囲気とかいろんなことを見させていただきましたけれども、やっぱり会場まで迷って来られている方、打ちたいんだけどやっぱり怖いなということで迷って来られている方がいるのも事実です。そういう方々がやはり不利にならないようにってということに関しましては、県のほうといたしましてもしっかり周知していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案から乙第3号議案までの専決処分の承認についての審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については説明は一括して聴取することとし、質疑は議案番号を申し述べてから行うこととしたいと思いますので御協力のほどをよろしくお願いいたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、総務部の乙号議案について、御説明いたします。

ただいま通知いたしました令和3年第3回沖縄県議会（臨時会）議案（その2）にございますが、説明は令和3年第3回沖縄県議会（5月臨時会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらを御覧ください。

ページをめくって一覧表をお願いいたします。

本日は、承認議案3件の審査をよろしく申し上げます。

それでは、説明資料の1ページを御覧ください。

乙第1号議案から乙第3号議案専決処分の承認について御説明いたします。

乙第1号議案から11ページの乙第3号議案の3件は、新型コロナウイルス感染症対応のため、早急に予算を補正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。

乙第1号議案は令和3年4月30日に専決処分を行い、補正予算の内容は、県の発出した時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費で36億8674万9000円を計上しております。

6ページを通知させていただきました。

乙第2号議案は令和3年5月11日に専決処分を行い、補正予算の内容は、県の発出した時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費で135億1757万円を計上しております。

続きまして、今11ページを通知させていただきました。

乙第3号議案は令和3年5月22日に専決処分を行い、補正予算の内容は、県の発出した休業要請及び時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費で172億3742万5000円を計上しております。

以上で、乙第1号議案から乙第3号議案までの説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案から乙第3号議案までの3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案までの3件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

議案に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなりました。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第3号議案までの専決処分の承認についての承認議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案までの承認議案3件はこれを承認することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義